



「TPP原産地規則相談窓口の設置」

のご案内

2016年2月4日、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が我が国を含む参加12か国において署名されたことを受け、大阪税関ではTPP原産地規則についての相談窓口を設置しました。

TPP原産地規則や関連する税関手続について、原産地調査官が疑問・相談にお答えします。どうぞお気軽にお問い合わせください。

お気軽にお問い合わせください。



TPP原産地規則相談窓口
(06) - 6576 - 3196